

大泉町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

大泉町議会議員の政治倫理に関する条例（平成24年大泉町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「との請負契約等」を「に対する請負」に改め、同条第1項中「との請負契約等に関する契約」を「に対する請負（同条に規定する請負をいう。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に定める額を超えない請負を除く。以下同じ。）」に改める。

第5条第2号中「との請負契約等」を「に対する請負」に改める。

第15条第2項中「請負契約等」を「町に対する請負」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。